

令和6年

松 前 町 議 会

第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和6年 3月 6日 開会

令和6年 3月 7日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

令和 6 年 3 月 6 日(水曜日) 第 1 号

○議事日程 -----	4 頁
○会議に付した事件 -----	4 頁
○出席議員 -----	5 頁
○欠席議員 -----	5 頁
○出席説明員 -----	5 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	5 頁
○議長あいさつ -----	6 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	6 頁
○諸報告・議事日程 -----	6 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 -----	6 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 -----	6 頁
○日程第 3 会期の決定 -----	6 頁
○日程第 4 議案第 9 号 令和 5 年度松前町一般会計補正予算(第 8 回)(提案 説明・質疑・討論・採決) -----	7 頁
○日程第 5 議案第 1 0 号 令和 5 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 2 頁
○日程第 6 議案第 1 1 号 令和 5 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 3 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 5 頁
○日程第 7 議案第 1 2 号 令和 5 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 7 頁
○日程第 8 議案第 1 3 号 令和 5 年度松前町水道事業会計補正予算(第 2 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 8 頁
○日程第 9 議案第 1 4 号 令和 5 年度松前町病院事業会計補正予算(第 5 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 9 頁
○日程第 1 0 議案第 1 5 号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定に ついて(提案説明) -----	3 1 頁
○日程第 1 1 議案第 3 号 令和 6 年度松前町一般会計予算(提案説明・質疑・ 予算審査特別委員会設置・予算審査特別委員会に付 託) -----	3 3 頁
○日程第 1 2 議案第 4 号 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計予算(提 案説明・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審 査特別委員会に付託) -----	3 3 頁
○日程第 1 3 議案第 5 号 令和 6 年度松前町介護保険特別会計予算(提案説 明・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特 別委員会に付託) -----	3 3 頁
○日程第 1 4 議案第 6 号 令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計予算 (提案説明・質疑・予算審査特別委員会設置・予 算審査特別委員会に付託) -----	3 3 頁

○日程第15	議案第7号	令和6年度松前町水道事業会計予算（提案説明・ 質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特別委 員会に付託）	33頁
○日程第16	議案第8号	令和6年度松前町病院事業会計予算（提案説明・ 質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特別委 員会に付託）	33頁
○		予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告	42頁
○		休会の議決	42頁
○		散会宣告	42頁

目 次

令和6年 3月 7日(木曜日) 第2号

○議事日程	-----	43頁
○会議に付した事件	-----	43頁
○出席議員	-----	43頁
○欠席議員	-----	44頁
○出席説明員	-----	44頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	44頁
○開議宣告	-----	45頁
○諸報告・議事日程	-----	45頁
○日程第1	会議録署名議員の指名	----- 45頁
○日程第2	議案第16号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 45頁
○日程第3	議案第17号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 46頁
○日程第4	議案第18号 松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 46頁
○日程第5	議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について（質疑・討論・採決）	----- 47頁
○日程第6	議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 48頁
○日程第7	議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 48頁
○日程第8	議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 48頁
○日程第9	議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 48頁
○日程第10	議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 48頁
○日程第11	議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 48頁
○日程第12	議案第19号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 50頁
○日程第13	意見書案第1号 食料自給率向上を政府の法定義務とすることを求める意見書について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 51頁
○日程第14	閉会中の所管事務調査の申し出について	----- 51頁

○日程第15 閉会中の正副議長、議員の出張承認について -----	51頁
○町長退任挨拶 -----	52頁
○会期中閉会の議決 -----	53頁
○閉会宣告 -----	53頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
3	令和6年度松前町一般会計予算	6. 3. 7	原案可決
4	令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算	同 上	同 上
5	令和6年度松前町介護保険特別会計予算	同 上	同 上
6	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	同 上	同 上
7	令和6年度松前町水道事業会計予算	同 上	同 上
8	令和6年度松前町病院事業会計予算	同 上	同 上
9	令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)	6. 3. 6	同 上
10	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)	同 上	同 上
11	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)	同 上	同 上
12	令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)	同 上	同 上
13	令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)	同 上	同 上
14	令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)	同 上	同 上
15	松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	6. 3. 7	同 上
16	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	同 上	同 上
17	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
18	松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上

議案番号	件名	議決月日	議決結果
19	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)	6. 3. 7	原案可決

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
意見書案 1	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について	6. 3. 7	原案可決
	閉会中の所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	同 上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同上

令和6年 3月 6日（水曜日）第1号

令和6年
松前町議会第1回定例会
令和6年 3月 6日(水曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第9号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)
 - 日程第5 議案第10号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
 - 日程第6 議案第11号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)
 - 日程第7 議案第12号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
 - 日程第8 議案第13号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)
 - 日程第9 議案第14号 令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)
 - 日程第10 議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第11 議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算
 - 日程第12 議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第13 議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算
 - 日程第14 議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第15 議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算
 - 日程第16 議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第9号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)
- 日程第5 議案第10号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
- 日程第6 議案第11号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第7 議案第12号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
- 日程第8 議案第13号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)
- 日程第9 議案第14号 令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)
- 日程第10 議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算
- 日程第12 議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算

◎出席議員（11名）

議長 11番 伊藤 幸司 君
1番 齋木 良太 君
3番 三浦 昭雄 君
5番 沼山 雄平 君
7番 近江 武君
9番 斉藤 勝君

副議長 10番 堺 繁光 君
2番 勇谷 鷹宇 君
4番 飯田 幸仁 君
6番 福原 英夫 君
8番 梶谷 康介 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長 石山 英雄 君
政策財政課長 五十嵐 愛之 君
脱炭素推進課長 佐藤 隆信 君
保健福祉課長兼清部保育所長 堀川 昭彦 君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長
岩城 広紀 君
商工観光課長 田中 建一 君
建設水道課長 横山 義和 君
教 育 長 宮島 武司 君
文化社会教育課長補佐 高橋 博 君
監 査 委 員 藤崎 秀人 君

総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長
尾坂 一範 君
税務課長兼会計管理者兼出納室長
斉藤 浩 君
水産課長兼水産センター所長 渡辺 孝行 君
農林畜産課長兼農業委員会事務局長
福井 純一 君
病院事務局長 白川 義則 君
学校教育課長兼学校給食センター所長
高橋 潤一郎 君
議会事務局長兼監査委員事務局長
鍋島 孝明 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島 孝明 君
議会事務局主任 三上 大輔 君

議会事務局次長 佐藤 巧 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和6年松前町議会第1回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和6年松前町議会第1回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番勇谷鷹宇君、3番三浦昭雄君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 3月4日開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は本日3月6日から3月12日までの7日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第9号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第9号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第9号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和5年度松前町の一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1千526万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8千701万2千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

第3条、債務負担行為の補正です。既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきますが、今回の補正予算については、年度末までの決算見込みや入札減等による減額補正が大部分でありますので、増額分と主な減額の補正を中心に説明させていただきます。その他は決算見込みや入札減等による減額分とご理解をいただきたいと存じます。

まずは歳出からです。48ページをご覧ください。

3. 歳出です。1款1項1目議会費で、211万9千円の減額計上です。各節とも年度末までの決算見込み等による減額ですが、そのうち8節旅費の合計134万円の減額は、予定していた出張等の減少の他、年度末までの見込みによるものです。

49ページです。2款1項1目一般管理費で、43万2千円の追加計上です。8節旅費の合計233万5千円の減額は、予定していた出張等の減少の他、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、10節行政情報システム修繕料で、71万8千円の追加計上は、パソコン等の機器故障による修理増加によるものです。

50ページです。12節行政情報システム改修業務委託料で、208万8千円の追加計上は、昨年12月22日の閣議決定で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、新たに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の実施が追加されたことに伴う、定額減税実施対応及び定額減税補足給付金の給付のためのシステム改修業務委託料であり、繰越明許費で翌年度にかけて実施するものです。

次に、18節町村会費及び負担金で、100万円の追加計上は、渡島町村会として各町100万円を負担し、令和6年能登半島地震による災害被災地見舞金を送るものです。

次に、25節寄附金で、50万円の追加計上は、当町が平成5年に発生した北海道南西沖地震において、石川県珠洲市より見舞金をいただいております、令和6年能登半島地震によ

り被災された同市へ見舞金を送るものです。

49ページから50ページまでの一般管理費のその他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目文書広報費で、122万1千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、3目財産管理費で、1千961万5千円の減額計上です。

51ページです。14節エム・エッチソーイング屋根改修工事請負費で、3千201万7千円の減額は、修繕の応急処置を行ったところ、雨漏りが改善されたことから全面改修を見送ったことによるものです。

次に、24節減債基金積立金で、1千381万5千円の追加計上は、令和5年度普通交付税の再算定により追加交付された臨時財政対策債償還基金費分1千383万円は、基金に積み立て、令和5年度借り入れの臨時財政対策債償還費に充てることとされております。また、差額の1万5千円の減額は、運用利子収入の減額によるものです。

50ページから52ページまでの財産管理費その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

52ページです。5目地域振興費で、4千654万5千円の減額計上です。7節報償費から54ページ24節積立金に計上しておりますふるさと松前応援寄附受入事業で、1千391万4千円の減額は、歳入でも計上しております、ふるさと松前応援寄附金の寄附見込みが500万程度減少することに伴う関連経費の減額及び年度末までの決算見込みによる減額です。

53ページです。12節松城バス停電子掲示板等作成業務委託料22万円、54ページ、17節地域公共交通確保対策備品購入費12万6千円の、合計34万6千円の計上は、現在建設中の東急不動産松前事務所の一部に松城バス待合所を移設する予定であり、待合所においてバス時刻の表示や地域情報の発信などを行うデジタルサイネージ機能を構築するためのものです。

54ページです。14節小島地区テレビ共同受信施設整備工事請負費で、2千640万7円の減額は、入札減による減額です。

次に、18節負担金補助及び交付金で、500万4千円の減額は、年度末までの決算見込みによるものです。そのうち地域生活バス運行事業補助金で、40万1千円の追加計上は、大漁くんバス運行に係る国の補助金の基礎単価が下がり、減額となるため、その不足分の町補助金の追加。続いて、地域エネルギー会社設立準備負担金132万円の減額は、年度末を目途に会社設立のための経費を令和5年第4回定例会において補正計上したところですが、予定より設立調整に時間を要することから、年度内支出が不用になったことによるものです。

52ページから53ページまでの地域振興費その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

55ページです。2項2目賦課徴収費で、48万2千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

56ページです。3項1目戸籍住民基本台帳費で、234万8千円の追加計上です。12節戸籍附表システム改修業務委託料で、267万3千円の追加計上は、戸籍附表システムにおいて、ふりがな仮登録及び旧氏記載対応のためのシステム改修業務委託料であり、繰越明許費で翌年度にかけて実施するものです。その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

57ページです。4項1目選挙管理委員会費で51万7千円、2目明るい選挙推進費で9万6千円、3目知事及び道議会議員選挙費で、122万4千円は、いずれも減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

58ページです。4目町議会議員選挙費で、848万7千円の減額計上です。18節町議会議員選挙費用負担金で640万6千円の減額は、選挙終了に伴う公費負担の確定による減額です。その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

59ページです。5項1目各種統計調査費で、87万1千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

60ページです。6項1目監査委員費で、20万8千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

61ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、4千47万2千円の減額計上です

62ページです。18節負担金補助及び交付金で、1千411万6千円の減額です。松前町社会福祉協議会運営費補助金で520万6千円の減額は、補助金の決算見込みによる減額。続いて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策住民税非課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金891万円の減額は、対象世帯数の実績確定によるものです。

次に、19節扶助費で、2千166万1千円の減額です。障害者自立支援給付費合計で、1千592万1千円の減額は、対象者の減少及び決算見込みによる減額。続いて、重度心身障害者医療費は484万6千円、ひとり親家庭等医療費で33万9千円の減額は、決算見込みによる減額。続いて、福祉灯油等助成費で55万5千円の減額は、対象世帯数の実績確定によるものです。次に、27節国民健康保険特別会計に対する操出金387万2千円の減額は、主に保険基盤安定化分と財政安定化支援にかかる操出金の減額によるものです。61ページから62ページまでの社会福祉総務費のその他の各節は、年度末までの決算見込みによるものです。

63ページです。3目老人福祉費で、1千378万5千円の減額計上です。27節操出金で1千298万7千円の減額です。介護保険特別会計に対する操出金998万1千円の減額は、主に事務費負担分の減額。続いて、後期高齢者医療特別会計に対する操出金300万6千円の減額は、保険基盤安定化分の減額によるものです。次に、4目地域活動推進費で、142万9千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

64ページです。2項1目児童福祉総務費で、2千488万3千円の減額計上です。12節委託料で333万8千円の減額は、年度末までの決算見込みによるものです。その内保育所バス運行业務委託料144万5千円の減額は、土曜日の運行业務委託を函館バス株式会社と契約しておりますが、職員の退職等により運行が困難となり、直営で運行を行うこととなったための減額。続いて、医療的ケア児保育支援看護師派遣等業務委託料120万円の減額は、対象家庭と協議の結果、今年度については事業の実施を希望しないこととなったことによるものです。次に、18節負担金補助及び交付金で、2千75万1千円の減額です。子ども子育て支援給付費等合計で1千972万2千円の減額は、対象者の減少及び決算見込みによる減額。続いて、函館大谷短期大学附属松前認定子ども園運営費補助金で、157万8千円の減額は、入園者の減少による減額。続いて、函館大谷短期大学附属松前認定子ども園通園バス運営費補助金で54万9千円の追加計上は、置き去り防止装置設置によるものです。

65ページです。19節扶助費で6万1千円の追加計上です。子ども医療費で143万4千円の追加計上は、給付費が増加したことによる年度末までの決算見込みによる追加計上。児童デイサービス障がい児通所給付費68万4千円の減額及び未熟児養育医療費68

万9千円の減額は、年度末までの決算見込みによるものです。

次に、22節償還金利子及び割引料で13万2千円の追加計上は、説明欄に記載する補助事業の国庫負担金の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。64ページから65ページまでのその他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目児童措置費で46万2千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額で、児童手当3歳未満非被用者分12万円の追加計上は、対象児童の増加によるものです。

66ページです。4款1項1目保健衛生総務費で、80万2千円の減額計上です。8節元気づくりシステム旅費で80万2千円の減額は、当初町外で予定していた研修を町内で実施したことによるものです。

次に、2目母子保健費で、192万4千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、3目予防費で、1千564万6千円の減額計上です。66ページから67ページ12節委託料で、2千732万2千円の減額は、接種回数等の減少見込みによるもので、参考資料として、124ページに一般健診等委託料の概要を掲載しておりますので、ご参照を願います。

67ページです。22節償還金利子及び割引料で、1千167万6千円の追加計上は、説明欄に記載する各種補助事業の国庫負担金の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。

次に、4目環境衛生費で、117万円の減額計上です。18節合併処理浄化槽設置補助金で、117万円の減額は、設置件数の減少見込みによるものです。

次に、7目病院費で2千258万2千円の減額計上です。18節病院事業会計に対する補助金で、2千258万2千円の減額は、特別交付税及び建設改良費に対する一般会計負担分の決算確定によるものです。

68ページです。2項1目清掃総務費で、120万8千円の減額計上です。18節負担金補助及び交付金で、120万8千円の減額です。渡島廃棄物処理広域連合負担金で、200万円の減額は、渡島廃棄物処理広域連合の補正に係る松前町負担金の補正分の減額。続いて、渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)で、79万2千円の追加は、渡島西部広域事務組合の補正に係る松前町負担金の補正分の計上によるものです。

次に、2目じん芥処理費で、203万円の減額計上です。12節一般廃棄物収集運搬委託料で203万円の減額は、契約額の確定による減額です。

69ページです。3項1目浄水場施設費で、293万6千円の減額計上です。18節水道事業会計に対する補助金で、293万6千円の減額は、主に建設改良費に対する一般会計負担分の決算確定によるものです。

70ページです。5款1項1目労働諸費で、8千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

71ページです。6款1項1目農業委員会費で58万2千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目農業振興費で、110万2千円の減額計上です。11節役務費は、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、18節負担金補助及び交付金で、108万6千円の減額です。松前町農業担い手育成センター負担金で24万5千円の減額は、年度末までの決算見込みによる減額。続いて、農畜産物被害防止電気柵購入補助金で84万1千円の減額は、当初想定人数より購入

補助希望が少なく、補助金の実績による年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、3目畜産業費で、799万5千円の減額計上です。10節牧場管理消耗品費で、249万3千円の減額は、化学肥料及び受精卵購入における年度末までの決算見込みによる減額。

続いて、72ページ、14節肉牛改良センター住宅建設工事請負費で、236万円の減額は、入札減による減額です。続いて、18節優良繁殖牛購入補助金で、168万9千円の減額は、補助金の実績による年度末までの決算見込みによる減額です。71ページから72ページまでの畜産業費その他の各節は、年度末までの決算見込み及び入札減による減額です。

73ページです。2項1目林業振興費で、152万3千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込み及び入札減による減額です。

74ページです。3項1目水産業振興費で、393万9千円の減額計上です。18節新規漁業就業支援事業補助金255万円の減額は、当初想定人数より対象者が少なく、補助金の実績による年度末までの決算見込みによる減額です。その他の各節は年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目漁港管理費で、100万円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

75ページです。7款1項1目商工振興費で、435万5千円の減額計上です。18節負担金補助及び交付金で、435万5千円の減額です。松前商工会補助金で65万4千円の減額は、各事業の中止等による対象経費の減額による年度末までの決算見込み。続いて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策消費循環型クーポン券発行事業補助金で、370万1千円の減額は、町民1人あたり1万円分のクーポン券を発行するもので、発行枚数は12万1千280枚でありましたが、利用枚数は、11万5千604枚、95.32%であり、差額分等の減額です。

次に、観光振興費で、162万9千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

76ページです。3目温泉休養センター費で、7万1千円の追加計上です。10節需用費燃料費で、112万9千円の追加は、年度末までの見込みで不足する分の追加計上で、14節2号井温泉ポンプ入替工事請負費で105万8千円の減額は、入札減によるものです。

次に、4目公園費で、27万2千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

77ページです。8款2項1目道路橋りょう維持費で203万5千円の減額計上です。これは、各節とも入札減等による減額です。

次に、2目道路新設改良費は、財源更正です。

78ページです。4項1目港湾管理費で、20万円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

79ページです。5項1目住宅管理費で、19万2千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目住宅建設費で、2千798万4千円の減額計上です。12節委託料で、44万円の減額は、入札減による減額です。

次に、14節工事請負費で、2千754万4千円の減額です。町営住宅建設工事請負費4千435万2千円の減額は、設計内容の変更及び入札減による減額。町営住宅解体工事

請負費1千680万8千円の追加は、建石地区の住宅2棟を解体撤去するもので、令和6年度建設を予定する建石地区町営住宅建設に係る解体工事です。なお、本事業は繰越明許費で実施するもので、参考資料として、125ページに町営住宅解体事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

80ページです。9款1項1目渡島西部広域事務組合費で、635万5千円の減額計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)635万5千円の減額は、渡島西部広域事務組合の補正に係る松前町負担金の補正分の計上によるものです。次に、2目災害対策費で、4万4千円の減額計上です。これは、入札減による減額です。

81ページです。10款1項1目教育委員会費で、9万2千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目事務局費で48万6千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

82ページです。3目教育振興費で、405万7千円の減額計上です。20節奨学資金貸付金240万円の減額は、貸し付けがなかったことによるものです。その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

83ページです。2項1目学校管理費で、1千252万8千円の減額計上です。12節学校管理スクールバス運行業務委託料265万9千円の減額は、令和6年1月より直営で運行していることによるものです。

84ページです。17節スクールバス購入費220万5千円の減額は、入札減による減額です。83ページから84ページまでの学校管理費その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目教育振興費で、67万8千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

85ページです。3項1目学校管理費で、482万3千円の減額計上です。85ページから86ページまでの学校管理費の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

86ページです。2目教育振興費で、105万5千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

87ページです。4項1目社会教育総務費で、68万4千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目公民館費で、102万9千円の減額です。87ページから89ページまでの公民館費の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

89ページです。3目図書館費で、16万7千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

90ページです。4目社会教育施設管理費で、300万6千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、5目文化財費で、82万6千円の減額計上です。90ページから91ページまでの文化財費の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

92ページです。6目史跡保存整備費で、847万1千円の減額計上です。10節史跡保存管理修繕料84万1千円の追加計上は、史跡内の木柵が強風により倒壊したことからその修繕によるものです。

次に、12節史跡松前氏城跡福山城跡保存整備石垣三次元レーザー計測及びカルテ作成業務委託料845万9千円の減額は、国庫補助内示が減額されたことに伴う事業内容の変更及び入札減によるものです。その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

93ページです。7目郷土資料館費で、54万7千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

94ページです。5項1目保健体育総務費で、85万7千円の減額計上です。18節渡島西部四町スポーツ合宿誘致推進事業負担金の10万円の減額及び渡島西部四町スポーツ合宿誘致推進事業補助金45万円の減額は、実績がなかったことによる減額です。その他の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。

次に、2目体育施設費で5万1千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

95ページです。11款1項1目道路橋りょう河川災害復旧費で、4万8千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

96ページです。2項1目林業施設災害復旧費で、15万円の減額計上です。10節修繕料は、年度末までの決算見込み。12節委託料は、入札減による減額です。

97ページです。12款1項1目元金で、99万4千円の追加計上です。22節長期債償還元金99万4千円の追加は、町債の借入額確定によるものです。

次に、2目利子で、127万2千円の追加計上です。22節長期債償還利子215万1千円の追加計上は、利率見直し方式で借り入れしている長期債の利率見直しで、利率が上昇したことに伴う追加計上で、一時借入金利子87万9千円の減額は、当初予定していた一時借入金の実績が見込みより減少したことによるものです。

98ページです。13款1項1目職員給与費で、1千89万4千円の減額計上です。98ページから99ページまでの職員給与費の各節は、年度末までの決算見込みによる減額です。また、附表として、給与費明細書を100ページから119ページまでに添付しておりますので、ご参照をお願いします。

以上が歳出です。次に歳入です。12ページをご覧ください。

2. 歳入です。1款1項町民税1目個人で、2千160万円の追加計上です。これは、収入見込みの増加によるものです。

13ページです。2項1目1節固定資産税で、2千70万円の追加計上です。これは、収入見込みの増加によるものです。

14ページです。4項1目1節町たばこ税で、470万円の追加計上です。これは、収入見込みの増加によるものです。

15ページです。6項1目1節入湯税で、80万円の追加計上です。これは、収入見込みの増加によるものです。

16ページです。2款1項1目1節地方揮発油譲与税で、50万円の減額計上です。これは収入見込みの減少によるものです。

17ページです。2項1目1節自動車重量譲与税で、260万円の追加計上です。これは収入見込みの増加によるものです。

18ページです。6款1項1目1節法人事業税交付金で、38万3千円の追加計上です。これは、収入見込みの増加によるものです。

19ページです。7款1項1目1節地方消費税交付金で、2千280万円の減額計上です。これは、収入見込みの減少によるものです。

20ページです。8款1項1目1節環境性能割交付金で、183万4千円の追加計上です。これも収入見込みの増加によるものです。

21ページです。10款1項1目1節地方交付税で、2千724万6千円の減額計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

22 ページです。11 款1 項1 目1 節交通安全対策特別交付金で、1 千円の減額計上です。これは、交付実績がなかったことによる減額です。

23 ページです。12 款1 項2 目民生費負担金から3 目教育費負担金の合計で、54 万5 千円の減額計上です。これは、各節とも歳出で計上している事業の減額に対応するものです。

24 ページです。13 款1 項4 目農林水産業使用料から7 目教育使用料の合計で、68 万1 千円の追加計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる増減です。

25 ページです。14 款1 項1 目民生費国庫負担金で、3 千2 5 6 万7 千円の減額計上です。25 ページから26 ページの各節において増減はありますが、各歳出事業により算定された国庫負担金の追加及び減額です。

26 ページです。2 目衛生費国庫負担金で、1 千3 9 5 万8 千円の減額計上です。これは、歳出で計上している事業の減額に対応するものです。

次に、3 目災害復旧費国庫負担金で、9 4 4 万2 千円の追加計上です。これは、令和5 年第4 回定例会で議決いただいた林道勝軍山線・大森線災害復旧工事請負費に対応する国庫負担金の補助内示が先月あったことによる追加計上です。

27 ページです。2 項1 目総務費国庫補助金から、28 ページ、5 目教育費国庫補助金の合計で、3 千7 8 5 万2 千円の追加計上です。27 ページから28 ページ各節において増減がありますが、各歳出事業で算定された国庫補助金の追加計上及び減額です。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、参考資料として121 ページから123 ページに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の各事業への充当状況の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

29 ページです。3 項1 目総務費国庫委託金で、5 万1 千円の追加計上です。これは、自衛官募集事務委託金の増加によるものです。

30 ページです。15 款1 項1 目民生費道負担金で、1 千1 3 4 万1 千円の減額計上です。30 ページから31 ページの各節において増減はありますが、各歳出事業により算定された道負担金の追加及び減額です。

32 ページです。2 項1 目総務費道補助金から、33 ページの6 目消防費道補助金の合計で、3 5 万1 千円の追加計上です。32 ページから33 ページ各節において増減がありますが、各歳出事業に算定された道補助金の追加及び減額です。

34 ページです。3 項1 目総務費道委託金から7 目教育費道委託金の合計で、4 0 0 万8 千円の減額計上です。これは、各節において増減はありますが、各歳出事業に算定された道委託金の追加及び減額です。

35 ページです。16 款1 項1 目財産貸付収入から2 目利子及び配当金の合計で、1 3 7 万2 千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

36 ページです。2 項1 目物品売払収入から2 目生産物売払収入の合計で、1 2 7 万2 千円の減額計上です。これは、各節とも年度末までの決算見込みによる減額です。

37 ページです。17 款1 項1 目一般寄附金で、3 0 万9 千円の追加計上です。これは、3 個人より合計3 1 万円の寄附があったことによるものです。

次に、2 目総務費寄附金で、1 2 0 万円の追加計上です。これは、ふるさと松前応援指定寄附金で5 0 0 万円の減額は、寄附見込みの減少、企業版ふるさと納税は4 社より、合計6 3 0 万円の寄附があることによるものです。

38ページです。18款1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金で4万8千円の減額計上です。これは、年度末までの決算見込みによる減額です。

39ページです。2項1目1節財政調整基金繰入金で、1億6千万円の減額計上です。これは、歳出事業費の減額補正と歳入の増加により、財源不足が減少したことによるものです。

次に、3目1節ふるさと松前応援基金繰入金で、984万円の減額計上です。これは、歳出で計上している事業の減額に対応するものです。

40ページです。20款3項3目1節奨学資金貸付金元金収入で、13万8千円の減額計上です。これは、対象者が進学し、償還開始時期が翌年度以降になったこと等によるものです。

41ページです。4項1目民生費受託事業収入で、78万7千円の減額計上です。これは、歳出で計上している事業の減額に対応するものです。

42ページです。5項3目高額療養費収入で、124万1千円の減額計上です。これは、年度末までの収入見込みの減少によるものです。

次に、5目雑入で、536万2千円の追加計上です。42ページから43ページまでで主なものは、渡島・檜山地方税滞納整理機構派遣職員給与費負担金で、555万8千円の追加は、当町から機構へ派遣している職員に対する負担金で、その他は歳出事業費により算定された助成金等の減額や、年度末までの決算見込み等による追加及び減額です。

44ページです。21款1項1目総務債から、46ページ1目災害復旧債で、1億3千560万5千円の減額計上です。各目各節において増減はありますが、各歳出事業により算定された地方債の追加及び減額です。その内、11目1節林道施設災害復旧事業債200万円の追加計上は、令和5年第4回定例会で議決いただいた、林道勝軍山線・大森線災害復旧工事請負費に対応する国庫負担金の補助内示が先月あったことによる補助残に対する地方債の発行によるものです。

47ページです。22款1項1目1節自動車取得税交付金で、14万3千円の追加計上です。これは、収入見込みの増加によるものです。

以上が歳入です。3ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。次のページ、4ページの歳入合計が、補正前の額70億227万3千円に補正額3億1千526万1千円を減額し、補正後の額を66億8千701万2千円にするものでございます。

5ページです。歳出です。次のページ、6ページの歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額3億1千526万1千円を減額し、補正後の額を66億8千701万2千円にするものでございます。

7ページです。第2表繰越明許費です。記載のとおり、11事業の合計1億3千474万1千円を翌年度に繰り越そうとするものです。今回の補正予算に計上した3事業及び既決予算の8事業全てにおいて、国等の補助事業等によるものです。

8ページです。第3表債務負担行為補正です。追加の分として、1事業を記載とおりに追加し、変更の分として1事業を記載のとおり変更するものです。

9ページです。第4表地方債補正です。追加の分として、1事業を記載のとおり追加し、変更の分として14事業を記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上で議案第9号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第8回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時06分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 1点だけお尋ね致します。ページの54、14節の小島地区テレビ共同受信施設整備工事請負費2千640万の減額ですね。これは、当初予算の3億5千735万7千円、入札の結果3億2千450万、差引きすればこの金額になる、これは理解できます。この施設に関してはね、予算計上した時に補助金で対応できないから、その施設そのものを町の財産として位置付けをし、そして起債を多くして対応するというような説明いただいております。これも理解できます。

結果的に私は、これは町の財産になったという認識でおりますけれども、その町の財産である以上は、維持管理っていうことは考えないといけないですよ。調べてみた限りでは、設置及び管理に関する条例、更に整備工事に関する分担金徴収条例、いずれも条例を定めて対応しております。お尋ねしますのはね、管理条例の中に指定管理者制をもって対応すると。その相手は、この小島の従来の共聴組合だというふうに認識しておりますけれども、その辺の指定管理に至るまでの経緯を説明いただきたいと思います。

それからもう一つはね、この分担金なんです。結局旧共聴組合では組合員の人が積み立てて、それ相当の金額、確か3千759万円って数字になったというふうに、私は説明聞いております。この分担金は、結果的に組合の方から町に対して支払うことになりましょ。そうでないですか、私はそういうふうに受け止めてるんですけど。

それで、組合員の方の方からね、私質問受けてんですよ。自分達が積み立てて、結果的に3千759万円のものが町に分担金として一括納入されたんだけど、自分達に対する領収書っていいのか、組合員に対する領収書、町の方からどういう形で出てるのか。町に納めるこの種の手続き的には、納付書発行しますよね、町では。そして2連の伝票で町に納めましたってということと、いわゆる領収書みたいな形で、それはちぎって納付者に渡されますけれども、その辺の形ってのは今回の場合、どういうふうに行われておりますか。

疑問の発生はね、積み立てて金額を一括納入したけれども、個人的には領収書も何もないし、場合によってはその領収書が確定申告の場合に資料として添付して、わかりませんよ、わかりませんが、いわゆる経費計上っていうような形も考えられるということから、今の領収書、納付書の関係はどうなっているかという疑問なんです。説明いただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今梶谷議員から質問のあった件ですが、小島地区のテレビ共同受信施設整備の工事の関係です。かねてから小島地区の共聴組合の方から施設の老朽化によりまして断線なり、落雷等によりテレビが安定してみれないというような状況がありまして、平成30年度に町の方に整備の陳情書が提出されておりました。

それを受けまして町と致しましても難視聴対策ということで、公平な情報を提供するためには、施設整備をしなければならないというような状況の中で、財政的な部分も検討しながら進めてきてるわけです。議員がおっしゃるとおり、当初は小島地区の共聴組合さん

が実施主体となって整備するところでしたけども、財源的な部分で補助が受けられないという部分がありまして、町が実施主体となって、小島地区の整備をしようということで、町の方に施設を譲渡するような形で、町が実施主体として整備をすることになりました。これによって、辺地債なり過疎債の適用を受けることができるようになって、負担も少なくなるというような形で整備をするに至った経緯がございます。

それと、維持管理につきましては、指定管理者制度を活用して、小島地区の方に指定管理者になっていただいて、維持管理を今までどおりしていただくということで協議した結果、そういう形になっております。

また、分担金の関係につきましては、共聴組合さんの方で令和4年度から積み立てをしております、令和2年度ですね、令和2年度から4年度までの3年間で積み立てを進めてきておりました。それで、うちの方で、町の方で分担金条例つくっておりますけども、その中で、町としては、共聴組合員の方々が共聴組合の方に委任するような形で積み立てをしているというような状況の中で、組合を通じて町の方に分担金を納めていただく形になっております。それで、通知につきましては、令和5年、6年ですね、2月13日で、そういう形で工事の分担金を7万円、受益者負担として負担いただきます。なお、納付にあたっては共聴組合の方に既に納めてあるので、共聴組合の方から町の方に納入されますので、手続き等は必要ありませんというような形で通知文書を出しているところであります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 私のお尋ねしたい件はね、1点目は条例にもあるとおり、指定管理者制を持って行うっていう形が示されているから、それはそれとして私は決して不思議ではないと思うんだけど、指定管理者という形の制度を利用する場合にはね、やっぱり公に公募してっていうかな、そういう形で民間のノウハウを生かす、そういうような目的で指定管理っていうのは行われているふうに理解してるんだけど、この場合は、もう最初っからこの共聴組合に指定管理するっていう形で考えたものですよ。

ですから、その辺がね、組合員の人方がどうなのかなっていう話を私に疑問として投げかけていますから、きちっとした説明はしなければいけないと思って、今お尋ねしております。今のような受け止め方でよろしいですか。

それから、もう一つのね、分担金の件ですけれども、課長説明の中にありましたように、組合員の方々はそれぞれ7万円積み立ててきましたよね。そして、結果的に533人でしたかな、そういう組合員の人方ですから、結果的に3千750万っていう積み立てが組合にできたと。それは、納めましたと。

ただね、このいただいた、この質問するためにいただいた資料見ますとね、今組合員の他に、組合員の他にこの地域には公共的な施設がありますよね。資料にはね、13箇所って書いてあります。館浜3箇所、札前1箇所、赤神2箇所、赤神川っていうんですか、これが7箇所っていうふうになってるんだけど、こういう人方の分担金ってのはどういうふうになってんですか。

常識的に考えれば、町の施設だとすれば、それは免除みたいな形になるのかなっていうふうに、私受け止めてるんですけども、この13箇所の中身のものが全てそういう感覚で受け止められるような施設なのかどうかっていうことも、組合の方からは確認してほしいっていうような話を受けてんですよ。ですから、できれば13箇所の中身もね、説明いただければなあと思います。

それからもう一つは、前段で言いましたように領収書の扱いですよ。組合員は少なくて

も7万円っていうお金は負担してんですから、その7万円に対する領収書がどういう形で出てくるのかっていうことが、場合によってはこの領収書ってのは生きる可能性があるんですよね。そういう観点から、この領収書の扱いはどうなっているのかという疑問なんです。説明してください。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今梶谷議員から質問ありました、13の施設の関係。これについては、小島基幹集落センターも入りますし、教員住宅、そういうような施設も入っている施設でありまして、それらについては町の施設でありますから、この分担金というような名前の納付はしてないで、町の施設なので町の方で負担してるというような形になっております。

領収書の件につきましては、共聴組合の方から組合員さんからいただいた分担金について納付をいただいているというような形で、その辺の通知については、7万円の分担金、受益者負担金がありますよという形での通知、それについては共聴組合さんに既に納めてありますよというような通知をもって、納めてるというような形での、領収書とは名前ではないですけども、そういう通知を出してるっていうことでご理解願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) まず、質問の13の公的な施設っていうものの資料を後でください、今説明いただかなくてもください。

それから今のね、この分担金の関係は、組合で積み立てた3千759万ですか、この分はいわゆる1人7万円を積み立てたものの一括して、町に納めているから、これは今年の2月13日付けで町長名でね、書類が出てんですよ。普通はこの分担金っていうのは、町が発行した納付書によって納めることになってるんですけども、今回に限っては工事費の一部を利用者の皆様にご負担していただくものであります。既に新小島地区連合テレビ共同聴視組合が一括して払っているから、今回は松前町に納める必要はありませんよっていう話は来てるんですよ、書類としてはね。

ただ、前段で言いましたように、組合員本人にすれば、7万円も払ってるのに受け取りましたっていう領収書も何もない、それがどういう形で組合と町とやりとりしたのか、個人は全く無視なのか。7万円負担した組合員はどのようなふうな扱いになるのか。先にも言いましたように、この7万円の領収書ってのは、場合によっては申告の過程で、確定申告ね、確定申告の過程で資料になる可能性があるということで、この領収書の存在は大事だという受け止め方してるんですよ。ですから、それに対応する町の考え方を整理して、組合員の人方に納得するような説明できるような形で私に説明していただいけませんか。それとも、町で組合員の人方にきちっと説明していただけますか。いかがですか。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) 領収書の関係につきましては、先ほど言ったとおり、13日付けで分担金の金額は7万円で、共聴組合で既に納めてあります。それを町の方に組合を通じて納付されますよというように形で、これが領収書ということになんないかはあれですけども、共聴組合の総会においてもある程度その辺は説明はしてあります。

ただ、確定申告等に使うということであれば、その辺、この通知が、13日付けの通知が領収書代わりにならないということであれば、こちらの方でも共聴組合とも協議して、発行の部分を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 2点ほど。1点目は、ページ37ページの企業版ふるさと納税が4社からあったと。ようやく企業版ふるさと納税が松前町でも動いたのかなと。以前の、ちょっと僕記憶ないもんですからね。それと、残念ながらふるさと応援指定寄附が500万減額になったと。この経過経緯、ちょっと答弁願います。

それと、先ほど福祉課長にちょっと尋ねたんですけども、ページ64ページの児童福祉費、18節の松前認定子ども園運営補助金、減額157万8千円だったんですけども、子ども達が何人減少して、こういう減額の扱いになったのか。

それと、今年の小学校の入学者が、大島、小島ゼロだったはずでございます。それで、十分考えられてると思いますけれども、松前町の清部保育所、認定保育園、このものはこれからも永続的に運営していくのかどうか。人口減少に伴って、そういう考え方もあるのかどうかということも聞きたかったわけでございます。答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今ご質問ありました、企業版ふるさと納税でございます。提案説明でもご説明させていただきましたとおり、合計4社から630万円をいただいたところであります。

中身につきましては、指定の方で生活基盤の維持改善と災害に備えた取り組み強化ということで200万円、1社から2回いただいております。2回いただいて、合計200万円を町営住宅の建設の長寿命化工事の方に充当させていただいております。

もう1社につきましては、ホクレンさんから昨年を引き続きいただいております、これは産業の活性化と観光交流人口の拡大ということで寄附をいただいております、肉牛改良センターの建設工事に充当させていただいております。

もう1社はセイコーマートさん、株式会社セイコーマートさんから30万円寄附をいただいております、今補正予算で提案させていただいております、松城バス待合所のデジタル表示の関係に使わせていただいております。

もう1件につきましては、300万円寄附をということで、3月に、まだこれは実際収入されてませんが、3月に矢口港湾建設さんという会社から寄附をしたいという申し出がありまして、それは漁業関係にということで、充当は水産の漁業支援総合補助金の方に充当しようと考えております。

続きまして、ふるさと応援寄附金の減額でございます。当初予算では令和4年度の決算見込みから寄附金を4千万として計上させていただきました。実際に令和4年度の決算額が、4千300万程度あったところであります。今回の補正予算で減額500万円をして、予算額を3千500万円とさせていただくところですが、減額の主な要因としましては、令和5年10月に国のふるさと納税の基準が見直しされまして、寄附額の返礼品の割合の3割は変更がありませんでしたが、寄附額の5割、経費の5割っていう基準の事務経費の基準が厳格化されまして、5割を超える、その5割の基準が厳格化されたことから、当町では寄附の返礼品を変えずに、その5割を維持するために寄附額を上げたところであります。

例と申しましては、1万円で寄附をすると3千円相当の返礼品と2千円の事務費で今までできていたものが、基準が厳格化されたことに伴いまして、寄附額の方を上げさせていただいて、1万円だったものを1万2千円に変更して対応したところ、やはりちょっとお得感が下がったというか、それで寄附が少し減ったのかなあというのが、まず1点と。

大きい、うちの方で要因と考えてますのは、3千万円程度で寄附が推移してたんですけども、令和4年度で先ほど申しましたように4千300万となった増加の要因が、やっぱ

り一部の民放テレビで取り上げられたことに、特定の商品が取り上げられたことにより、その取り扱ってるサイトが一時的に寄附が増加したのではないかと分析しております。

しかし、その返礼品の在庫の絶対数が少ないことや、時間が経過することによって、在庫がないことから、リピーターが確保できなかったということが影響しているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 私の方から、2点目の61ページの大谷短期大学認定子ども園の運営費の関係でお答えしたいと思います。

二つ目の質問と重なるものですから、運営費等々に係ることで整理させていただきたいと思っております。ご覧のとおり、64ページの補正予算書では、大きく二つございます。一番上の方の子ども子育て支援給付費というのが1千900万減額してございます。それで、質問のあった下の二つについては、町単独の補助金ということになっております。

それで、質問のまず一つ目の人数のお話です。これは、予算に対しての減額分ということで、実運営費とはちょっと異なる数字の計上になってるということを、まずお伝えしたいと思います。まず、減額人数につきましては、認定子ども園は、幼稚園部門、俗に1号と言われますが、幼稚園部門と保育部門の二つがございまして、幼稚園部門につきましては、減少人数7、8名の子どもさんが減ってるということになってます。それから、2号、3号についても同じく減少して、トータルでは10数名のお子さんの人数が減ってるというような状況で把握してございます。

それで、今後のお話の部分ですが、まず子ども園の運営の基本は、その議案書にあるとおり、実は認定子ども園の運営費というのは、ほぼ国と道と町で負担してございます。それが、予算書の上の子ども子育て支援施設型給付費と言われるところでございます。

それで、システム的には、制度的には認定子ども園の利用認定定員っていうのが設定してございます。保育部門については60名、それから幼稚園部門については30名というのが設置に関する設定してあります。それと、実際のこの給付金をもらうための算定の利用定員、これは町で設定しますが、それも別個にございまして、それを60名認定員のところを今後4年度から改善するために50名にして、1号定員30名を令和5年の4月1日に15名に減らしてございます。この人数の定員、利用定員の変更がどれに該当するかと言いますと、先ほど言った認定子ども園の運営費には、国、道、町で負担してありますが、その時に利用定員が少なければ、例えば1人あたりに1ヶ月4万円給付されるところを、この1号定員を変えたことによって、1人あたり7万8千円もらえるというふうに、単価が変わります。それで実は、予算書上は減額なってますけど、実際の給付費自体は令和4年度、令和5年の4月1日、それから来年の4月1日に向かって、私の試算では1千400万くらいの収入増になるはずなんです。ということで、利用定数の見直しをかけて実施してきてると。

ただし、予算に対しての決算なものですから、最大限の利用、認定を見て、結果的にはそこにある1千900万の部分と下の、福原委員が質問していただいた、マイナス157万については、町の独自に出してるものですので、大きな部分は上の運営費は収入増になってるけど、予算的には予算との掛け合いでマイナス。町の方は、利用人数とそれに同じような算定してて、単独補助費も落ちてるといようなこととございます。

それから、2点目の今後のというお話なんですけれど、当然ご承知のとおり松前町の出生数ってのは、今大体年間平均12、3人です。5年経つと、0歳から5歳まででも最大60人しかありません、というのをはっきりしてあります。

もう一つは、先ほど言った認定定員の関係で、認定子ども園は今保育所としては60人しか受け入れられない施設なんです。清部保育所は現在18名のお子さんを保育しています。この3年間、ずっと20名、18名でずっと維持して、清部保育所の良さなんだと思いますけど、小規模の。そうすると単純に合わせると、現在の認定子ども園の保育認定の60名以上の定員になって、今のままでは、これを受け入れる体制には子ども園自体がなくなってしまうという課題が一つございまして、それもトータルで含めて、少なくとも今後5年後には0歳から5歳までが60人から70人っていうのは、もうはっきりわかっていますので、福原委員がご心配してるようなことを日々考えながら、これは認定子ども園と、私清部保育所長ですので、保健福祉課長としても子育て支援環境として、町長と、これ施策の問題になってきますので、日々考えて取り組んでいるというような状況ですので、お願いしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 1点目の関係でございます。企業版をこのように活用していただけてのは、本当に嬉しいなと思ってました。やはり企業版をもっともっと拡大していくことによって、もっといろんな用途に使えるなあと。

それと、ふるさと応援基金。他の市町村でやってるの、このふるさと応援基金を全て定住移住と子育て支援に3億、4億を回してる町があったもんですからね、このところをもう一回ポイントをおいて頑張ってもらいたいなと、そういう気持ちで質問しました。後で答弁お願い致します。

それと、2点目この一番心配してるのは、運営ができなくなってくることはないのかなと。それで、今定数の、定員の定数のこと言われました。そんなことで、それはないということであれば、私はよろしいですけども、縮小していく町の中でラインがどうしても引いておかないとならないかなあと考えたもんですからね、それでお聞きしたわけでございますので、再度そこところはご答弁願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) まず、企業版ふるさと納税でございます。企業版ふるさと納税につきましては、相手方から今回4社、合計4社で630万円いただいたところがあります。今後も寄附の申し出があれば、寄附先等の用途につきましては、あちらのご意向もあることでしょうから、依頼のあった事業、うちの方でどの事業に充当するのが一番より効果的かをお話させていただきながら、今後も寄附の拡大に努めていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税でございます。ふるさと納税の基金、基金に積んでる残高であります。用途が限定されておりますので、令和4年度末の基金の残高が9千900万ほどございます。その内、桜の里が2千800万円、書のふるさとが150万円、松前城のものが1千900万円、物産振興が3千800万円、その他ということで、町政の振興にということで1千100万円をふるさと松前応援基金として積み立てております。その他というのが、先ほど申しました1千100万円が町政の振興に利用できる基金でありまして、令和5年度の基金を積み立てて、令和5年度末の見込みでは1億を超える基金になる予定でございます。

福原議員おっしゃったように、定住、当課で担当しております定住移住や子育て支援も見据えて、このその他町政振興に係る基金1千100万円の充当につきましては、使い道に関しては、担当課と十分協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) 私の方から2点目、お答えしたいと思います。まず、今後の運営に関する課題も含めて、整理の点ということだと思われま。大きくは、やはり二つだと思っております。一つ目は財源的な面での運営がどうかということと、二つ目は人材確保と、この二つだと思っております。

それで、財源的なお話と先ほども言ったように、認定子ども園と私設幼稚園等については、公定価格という制度で、平成27、8年に制度改正されて、国、道、町が、私どもも負担してやっておりますので、ほぼそれで運営はできるものだと思っております。当然民間事業所ですので、その公定価格をそのまま給与費に反映させてるのかどうかというのは、これは企業努力と企業の利潤の智慧のお話だと思っておりますので、その部分は各事業所によると思っております。

それで、先ほど言った公定価格、もう少しわかりやすく言うと、例えば1人、今であれば2人いた場合で1人5万円もらえます、2人だと10万になります。これが1人に減ったら、人数が減ったのでこの1人の単価は10万になります。というような感じのもので、公定価格というのが設計されてますので、そういうのは財源の担保は可能だろうと思っております。

もう1点は、今現在子ども家庭庁で来年、再来年に向けて誰でも通園制度という新しい枠組み、子育てに困ってる方にやるというふうなものも含めまして、今当町においても、やはり3歳児以上は保育料が無料の制度なってますけれど、それ未満児についての預かりについて、やはり要望が多いです。そうすると、1歳児等については、保育士が1人に対して1人つかなければいけないとかっていう状況が生まれて、国ではそれを解消しようと思っで誰でも通園制度というものを、今試験的に実施してます。

そうすると、財源の部分は先ほど言ったものである程度制度設計できてますが、問題は人材の確保だと思っております。それに対応できる保育士が、きちんと当町の中で業務していただけるかどうかというのが、一番の課題になるんだらうなということで、今現場の中でもいろいろ方策を検討しながら対応してるというような状況でございます。よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 1点だけ。企業版ふるさと納税もふるさと応援基金も使い勝手がいいと思っすんでね、大変でしょうけども、奮闘していただいて、松前町のいろんな分野の底上げのために使えればいいなと思っしたもんですから、今後頑張ってください。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第10号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第10号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和5年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ299万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5千956万3千円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正につきましては、年度末までの見込みや額の確定による補正で、歳出では保険事業費等の減額、歳入では繰入金等の減額が主な内容であります。

それでは、歳出の事項別明細によりご説明申し上げます。11ページをご覧ください。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、8節旅費から17節備品購入費まで、合わせて60万円の減額計上です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議等の多くがオンライン開催になったことによる職員旅費の減額が主な要因で、その他の通信運搬費等は年度末までの見込みや額の確定により減額するものであります。2目連合会負担金は、財源更正であります。

次に12ページです。2款1項1目療養給付費で、834万3千円の増額計上です。2目療養費は49万5千円の減額、3目審査支払手数料で9万円の追加計上です。なお、療養給付費の増額は、1人あたりの医療費の増額が主な要因であります。療養費及び審査支払手数料は、年度末までの見込みによるものであります。

次に13ページです。2項1目高額療養費で636万4千円の減額計上です。年度末までの支給見込みにより減額するものであります。

次に14ページです。3項1目出産育児一時金では、100万円の減額計上です。当初3件分を見込んでおりましたが、年度末までの支給見込みを1件とし、2件分を減額するものであります。

次に15ページです。4項1目葬祭費は、24万円の減額計上です。当初27件分を見込んでおりましたが、年度末までの支給見込みにより8件分を減額するものであります。

次に16ページです。5項1目傷病手当金は、69万6千円の減額計上で、年度末までの支給見込みにより減額するものであります。

次に17ページです。3款1項国民健康保険事業費納付金1目医療給付費分は、財源更正であります。

次に18ページです。5款1項1目保険衛生普及費で、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、合わせて55万6千円の減額計上です。これは、年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に19ページです。2項1目特定健康診査等事業費、7節報償費から12節委託料まで、合わせて122万7千円の減額計上です。これは、特定健診の受診者数が当初の見込みより少なかったことが減額が主な要因であります。

次に20ページです。6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金は、財源

更正です。

次に21ページです。8款1項1目保険税還付金及び還付加算金で、157万8千円の減額計上です。これも年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に22ページです。2項1目一般会計繰出金で、4万8千円の減額。2目病院事業会計繰出金で、137万5千円の追加計上です。いずれも年度末までの見込みによるものであります。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入でございます。6ページにお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて87万5千円の減額計上です。これは年度末までの収入見込みにより減額するものであります。2目退職被保険者等国民健康保険税では、1節医療給付費分滞納繰越分、3節介護納付金分、滞納繰越分、合わせて4千円の追加計上で、いずれも年度末までの収入見込みにより増額するものであります。

次に7ページです。2款1項1目社会保障税番号制度システム整備費補助金から2目出産育児一時金臨時補助金まで、合わせて9千円の減額計上です。こちらも年度末までの見込みによるものであります。

次に8ページです。3款1項1目保険給付費等交付金では、174万5千円の追加計上です。内訳は、1節普通交付金で33万4千円の追加、2節特別交付金で141万1千円の追加計上です。いずれも年度末までの見込みによるものであります。

次に9ページです。6款1項1目一般会計繰入金では、1節保険基盤安定繰入金軽減分から6節その他一般会計繰入金まで、増減はありますが、合わせて387万2千円の減額計上で、額の確定及び年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に9ページです。8款1項1目一般被保険者延滞金で、1万2千円の追加計上です。年度末までの見込みによるものであります。

以上が歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額11億6千255万8千円から、今回299万5千円を減額し、補正後の額を11億5千956万3千円に致そうとするものであります。

次に3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を11億5千956万3千円に致そうとするものです。なお、附表と致しまして、23ページから26ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第10号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)の内容であります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第10号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
昼食のため休憩します。
再開は13時とします

(休憩 午前11時55分)
(再開 午後1時00分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎議案第11号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第11号、令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました、議案第11号、令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。第1項は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ657万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6千99万4千円に、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千357万3千円にしようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、はじめに保険事業勘定、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。13ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、8節旅費で、職員旅費が20万5千円の減額。12節委託料で、運用システム保守点検委託料が6万6千円の減額。17節備品購入費で13万6千円の減額となっており、いずれも決算見込みによる減額です。

次に14ページをお開き願います。3項2目介護認定調査費では、11節役務費で、医師意見書作成手数料が108万2千円の減額、12節委託料で要介護認定調査委託料が、93万7千円の減額となっており、いずれも決算見込みによる減額でございます。

次に16ページです。4款1項1目介護予防日常生活支援給付総合整備事業では、3節職員手当等、期末手当から、17ページ10節需用費、賄材料費まで、各節区分ごとにそれぞれ決算見込みによる減額でございます。18節負担金補助及び交付金の、住民主体生活支援サービス事業補助金、通称サロン運営補助金については、実績により29万円の減額となっております。2目包括的支援事業・任意事業費では、2節給料で会計年度任用職員給料から、18ページ、17節備品購入費、緊急通報システム機器購入費まで、各節区分ごとにそれぞれ決算見込みによる減額でございます。

以上が保険事業勘定歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。8ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目第1号被保険者保険料では、205万1千円の増額となっ

ており、決算見込みによる増額です。

次に9ページでございます。2款2項5目保険者機能強化推進交付金では、1節保険者機能強化推進交付金で、保険者機能強化推進交付金が20万5千円の減額、保険者努力支援交付金で60万4千円の増額で、いずれも決算見込みによるものでございます。

次に10ページでございます。6款1項1目一般会計繰入金では、3節事務費繰入金で、決算見込みにより、518万8千円の減額です。4節低所得者保険料軽減繰入金では、低所得者の保険料を国、道、町が公費で負担し、軽減するもので。一般会計から繰り入れることとなっており、実績に伴い、375万6千円の減額です。

次に11ページです。3項1目サービス事業勘定繰入金では、1節サービス事業勘定繰入金で、サービス事業勘定の居宅支援サービス計画費の収入減に伴い、7万7千円の減額です。

以上が保険事業勘定、歳入の事項別明細でございます。次に、4ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、保険事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額10億6千756万6千円から今回657万2千円を減額し、補正後の額を10億6千99万4千円にしようとするものです。

次に5ページをご覧ください。歳出におきましても歳入同様補正後の額を10億6千99万4千円にしようとするものでございます。

次に、サービス事業勘定歳出の事項別明細書でございます。27ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費、3節職員手当等扶養手当18万円の減額から、4節共済費、退職手当組合負担金41万5千円の減額まで、各項目とも決算見込みによるものでございます。

次に28ページです。2款1項2目保険事業勘定繰出金では、27節繰出金で保険事業勘定繰出金が居宅支援サービス計画費収入の決算見込みによる減額に伴い、7万7千円の減額です。

以上がサービス事業勘定歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。24ページへお戻り願います。

2. 歳入、1款1項1目居宅介護サービス費収入では、1節居宅介護サービス計画費収入で、居宅介護支援費収入が3千円の決算見込みによる減額です。

次に25ページです。2項1目居宅支援サービス費収入では、1節居宅支援サービス計画費収入で、介護予防支援費収入が7万7千円の決算見込みによる減額です。

次に26ページです。2款1項1目一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金が103万7千円の決算見込みによる減額です。

以上がサービス事業勘定歳入の事項別明細でございます。次に、20ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、サービス事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額1千469万円から今回111万7千円を減額し、補正後の額を1千357万3千円にしようとするものであります。

次に21ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を1千357万3千円にしようとするものです。

29ページ以降につきましては、附表、保険事業勘定、サービス事業勘定の給与費明細書となっております。

以上が、議案第11号、令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3回)の内容でございます。どうぞよろしくご審議のほど賜ります。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第11号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第12号、令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました、議案第12号、令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和5年度松前町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千330万9千円に致そうとするものであります。

第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正の内容は、歳出では、北海道後期高齢者医療広域連合納付金の減額、これに対応する歳入においては後期高齢者医療保険料の増額と、一般会計繰入金金の減額で、いずれも額の確定や年度末までの見込みにより補正するものであります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、282万4千円の減額計上です。内訳と致しまして、右側説明欄に記載しておりますが、事務費負担分として44万7千円の減額。これは、額の確定により減額するものであります。

次に、保険料等分で、18万2千の増額で、年度末までの収入見込みによるものであります。

次に、保険基盤安定分で、255万9千円の減額です。これは、額の確定によるものであります。

以上が歳出の事項別明細であります。これに対応致します歳入ですが、4ページにお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料では、1節現年度分の14万1千円、

2節滞納繰越分で4万1千円の追加計上で、いずれも年度末までの収入見込みによるものであります。

次に5ページです。2款1項1目事務費繰入金で44万7千円、2目保険基盤安定繰入金で、255万9千円の減額計上です。いずれも額の確定により減額するものであります。

以上が歳入の事項別明細です。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。歳入合計、補正前の額1億3千613万3千円から、今回282万4千円を減額し、補正後の額を1億3千330万9千円に致そうとするものであります。

次に3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を1億3千330万9千円に致そうとするものであります。

以上が、令和5年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の内容でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第12号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第13号、令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) ただ今議題となりました、議案第13号、令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

この度の補正予算は、決算見込みによる補正でございます。

それでは、予算書の1ページでございます。

第1条は、総則です。令和5年度松前町水道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入です。第1款事業収益で、既決予定額1億8千210万円を53万8千円増額し、補正後の予定額を1億8千263万8千円に致そうとするものです。第1項営業収益におきまして、8万5千円の増額、第2項営業外収益におきまして、45万3千円の増額でございます。これは、消火栓撤去工事の増額と、長期前受金戻入の増額によるものです。

支出です。第1款事業費で、既決予定額1億6千731万4千円を、597万7千円減額し、補正後の予定額を1億6千137万7千円に致そうとするものです。第1項営業費

用で501万1千円の減額、第2項営業外費用で、94万6千円の減額です。これは、委託料等の各種費用の減額と消費税納税額の減額が見込まれるためです。

第3条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書中不足する額8千713万7千円を、不足する額7千595万5千円に、過年度分損益勘定留保資金276万円を、過年度分損益勘定留保資金1千185万1千円に、当年度分損益勘定留保資金7千381万1千円を、当年度分損益勘定留保資金5千514万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額956万6千円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額796万4千円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

2ページをお開き願います。収入です。第1款資本的収入で、既決予定額8千846万円を649万9千円減額し、補正後の予定額を8千196万1千円に致そうとするものです。第1項企業債で260万円の減額、第2項他会計負担金で129万9千円の減額、第3項他会計補助金で260万円の減額です。

支出です。第1款資本的支出で、既決予定額1億7千559万7千円を1千768万1千円減額し、補正後の予定額を1億5千791万6千円に致そうとするものです。第1項建設改良費で、1千678万1千円の減額、第2項企業債償還金で1万2千円の減額、第3項車両購入費で20万2千円の減額、第4項量水器買取費で68万6千円の減額です。

第4条は企業債です。予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改めようとするものです。事業費が確定したことに伴い、記載のとおり、それぞれ限度額を変更しようとするものです。

3ページをご覧ください。第5条は、他会計からの補助金です。予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおりに改めようとするものです。既決予定額5千487万6千円を293万6千円減額し、補正後の予定額を5千194万円に改めようとするものです。

4ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第13号、令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第2回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第13号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第14号、令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました、議案第14号、令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、決算見込みによる収入、支出の増減が主な内容となっております。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和5年度松前町病院事業会計の補正予算(第5回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量です。令和5年度松前町病院事業会計予算(以下「予算」と言う。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正するものです。第4号主要な建設改良事業は、自動視野計他11件、既決予定量4千90万4千円から2件削除し、補正予定量1千437万7千円を減額し、2千652万7千円に。医用画像システム購入一式、既決予定量6千930万円から、補正予定量3千190万円を減額し、3千740万円にそれぞれ補正致そうとするものです。

第3条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入です。第1款病院事業収益は、既決予定額12億6千922万9千円に2千350万円を追加し、補正後の予定額を12億9千272万9千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第2項医業外収益、既決予定額3億504万5千円に2千350万円を追加し、補正後の予定額を3億2千854万5千円に致そうとするもので、感染症病床確保促進事業補助金、他2件の補助金及び一般会計からの補助金を合わせた、2千350万円を増額しようとするものです。

次に支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額14億968万5千円に50万円を追加し、補正後の予定額を14億1千18万5千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用、既決予定額13億9千737万4千円に431万1千円を追加し、補正後の予定額を14億168万5千円に、第3項特別損失既決予定額418万8千円から381万1千円を減額し、補正後の予定額を37万7千円に致そうとするもので、給与費で年度末までの決算見込みによる854万2千円の増額を、減価償却費で増減等による423万1千円の減額を、特別損失で診療報酬請求書返戻等に伴う調定減による381万1千円の減額をそれぞれしようとするものです。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額7千158万8千円を不足する額6千179万6千円に、過年度分損益勘定留保資金7千58万8千円を過年度分損益勘定留保資金6千79万6千円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

収入です。第1款資本的収入は、既決予定額2億8千623万3千円から4千875万7千円を減額し、補正後の予定額を2億3千747万6千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項企業債既決予定額8千430万円から2千610万円を減額し、補正後の予定額を5千820万円に。第2項補助金既決予定額2億165万1千円から2千265万7千円を減額し、補正後の予定額を1億7千899万4千円に致そうとするもので、医療機器情報システム及び医療機械器具の購入に係る入札減等に伴い減額しようとするものです。

支出です。第1款資本的支出は、既決予定額3億5千782万1千円から5千854万9千円を減額し、補正後の予定額を2億9千927万2千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項建設改良費既決予定額3億1千808万8千円から5千23

0万9千円を減額し、補正後の予定額を2億6千577万9千円に。第3項投資既決予定額1千152万円から624万円を減額し、補正後の予定額を528万円に致そうとするもので、入札減等に伴うもの及び年度末までの決算見込みにより減額をしようとするものです。

第5条は企業債です。予算第5条に定めた記載の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正致そうとするものです。変更分として、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額を変更前2千20万円から1千20万円を減額し、補正後1千万円に。医療情報システム整備事業、変更前6千410万円から1千590万円を減額し、補正後4千820万円に致そうとするものです。

3ページをお開き願います。第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号職員給与費、既決予定額8億2千903万6千円に854万2千円を増額し、補正後の予定額を8億3千757万8千円に改めようとするものです。

第7条は、他会計からの補助金です。予算第9条に定めた経費を次のように改めようとするものです。他会計補助金既決予定額4億1千906万3千円から2千403万2千円を減額し、補正後の予定額を3億9千503万1千円に改めようとするものです。

なお、予算の実施計画他関係書類につきましては、4ページから10ページに、11ページから12ページに予算に関する参考資料を添付しておりますのでご参照願います。

以上が、議案第14号、令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第5回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第14号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第15号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第15号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

松前町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように、制定するものと致します。添付の説明資料の4ページ、介護保険条例の一部改正の概要をご覧いただきたいと思います。

左側が令和5年度までの第8期、右側が令和6年度からの第9期の介護保険料の比較一

覧表となっております。改正の主旨をこちらで説明させていただきます。

今回の改正に内容につきましては、令和5年12月27日及び令和6年1月19日に介護保険法施行令等の改正により、第9期介護保険事業計画における保険料等の指針がなされたことから、関連する松前町条例を改正しようとするものです。

介護保険料制度では、一覧表の上から5段目の第5段階、合計所得が80万円から119万円の方を規準として、その所得より低い所得の方は軽減負担率をもって保険料軽減し、所得の多い方は負担率をもって保険料を算定するという仕組みになってございます。それらを基本に改正点は大きく3点ほどでございます。

1点目は、各所得額に応じた各階層区分が9段階から13段階に細分化されたことによるものです。端的な言い方をすると、保険料の上限額が引き上げになることとなります。それが右側の表の下側、第10段階から第13段階までの4段階が追加されたもので、先ほど説明致しました基本額に、それぞれ負担率をもって計算された保険料となっております。

2点目は、同じく右側の表の縦軸と真ん中にあります負担割合の改正でございます。第1段階から第4段階は、所得の低い方々に対する軽減率となっており、下線部分が改正になるところであります。括弧内の数値については、政令による標準負担率で、その上が更に公費負担を投入して軽減しようとする率となっており、最終的な負担率は上段の方となります。例えば、第1段階であれば0.285が最終負担率となっております。

3点目は、先ほど説明致しました基準となる第5段階の保険料の設定でございます。介護保険料は、今後発生する給付費の予測、それと保険者の保険料負担、公費負担、そして個人負担緩和のための基金の投入等の財源を、総合的に判断して決定していくこととなります。松前町では、この基準保険料を200円増額し、5千400円として令和6年度から8年度まで運営していこうと考えてございます。右側表の一番右側に令和5年度までの保険料と、比較増減額を明記してございますが、ご覧のとおり基準額を200円増額しますが、ご覧のとおり基準額を200円増額しますが、所得の一番低い第1段階の方は、事実上減額となるように設計してございます。この階層の対象者は、約1千100人ほどで、全体の3分の1の方々が該当になると予測しています。また、基準額の第5段階までを見ますと、第1段階から第5段階までですと全体の75%が対象となる見込みです。それと、先ほど説明致しました、政令により新たに整理された第10段階から第13段階の対象者の方は50名ほどで、全体の1.6%と想定してございます。

参考までに、渡島管内での介護保険料額は、現在松前町が一番安く設定されており、今回の改正後におきましては、おそらく下から2番目になるものと想定してございます。

以上の内容を明文化したものが条例改正となっておりますので、資料の1ページ、新旧対照表をご覧願いたいと思います。右側改正案の第3条第1項の第10号から第13号の追加を含め、以下第4項までの下線部分の改正と、2ページの第5条においては同じく保険料の月割り賦課について追加するものです。

なお、附則第1項と致しまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、第2項として、改正後の松前町介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものと致します。

以上が、議案第15号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。議案第15号につきましては、令和6年度当初予

算との関連がありますので、審議を一時保留し、今後設置が予定されております予算審査特別委員会の審査終了後に、質疑、討論、採決を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

-
- ◎議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算
 - ◎議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算
 - ◎議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算
-

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第3号、令和6年度松前町一般会計予算、日程第12、議案第4号、令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第5号、令和6年度松前町介護保険特別会計予算、日程第14、議案第6号、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第15、議案第7号、令和6年度松前町水道事業会計予算、日程第16、議案第8号、令和6年度松前町病院事業会計予算、以上6件を一括議題と致します。

なお、ただ今の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、細部にわたり審査する予定ですので、説明は簡略に受けたいと思いますのでご了承願います。

提出者の説明を求めます。始めに議案第3号について、政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第3号、令和6年度松前町一般会計予算について、その内容をご説明申し上げます。

本予算は、来る3月24日に松前町長選挙が執行されることから、骨格予算による編成となっており、政策的予算等に係る分は、選挙後における予算執行時期を考慮し、補正予算を提出する予定であることを申し添えます。

令和6年度松前町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億4千200万円と定めるものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、債務負担行為です。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものでございます。

第4条、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、12億円と定めるものでございます。

続いて、本予算の歳入歳出の詳細を事項別明細によりご説明するところですが、既に配布させていただいております、令和6年度松前町一般会計歳入歳出予算事項別明細説明書

に詳細を掲載させていただきましたので、総括の予算のみ説明させていただきます。10ページから11ページをご覧ください

始めに10ページです。1. 総括です。歳入歳出それぞれ本年度予算額59億4千200万円、前年度予算額61億830万円の比較で、1億6千630万円の減少です。大きな減少の要因としては、小島地区テレビ共同受信施設整備事業で3億5千735万7千円、旧小島診療所及び医師住宅解体工事請負費で2千714万1千円の減少がありますが、各款において増減がありますので、款別の主な増減要因をご説明させていただきます。

まずは、歳出からです。11ページをご覧ください。歳出です。1款議会費は、6千757万1千円の前年度比較で600万5千円の増加です。これは、議員期末手当の改定に伴う増額と、議場議員席椅子購入等備品購入費、議場録音音響等設備譲受代金年賦金（債務負担金分）の増額によるものです。

2款総務費は、3億4千727万5千円の前年度比較で、4億3千571万5千円の減少です。これは、各事業費で増減があるところですが、小島地区テレビ共同受信施設整備事業で3億5千735万7千円、旧小島診療所及び医師住宅解体工事で2千714万1千円の減少が主な要因です。

3款民生費は、10億3千287万円の前年度比較で、1千741万9千円の減少です。これは、各事業費で増減があるところですが、松前町社会福祉協議会運営費補助金で506万4千円、介護保険特別会計に対する操出金で539万9千円の減少が主な要因です。

4款衛生費は、6億8千722万5千円の前年度比較で、371万円の減少です。これは、各事業費で増減があるところですが、病院事業会計に対する補助金で1千788万2千円、渡島廃棄物処理広域連合負担金で687万円の減少が主な要因です。

5款労働費は、21万2千円の前年度と同額です。

6款農林水産業費は、1億7千692万5千円の前年度比較で、388万5千円の減少です。これは、各事業費で増減があるところですが、営農雑用水施設新設工事請負費で1千755万3千円、水産センター管理備品購入費で514万8千円の減少が主な要因です。

7款商工費は、1億6千408万8千円の前年度比較で、147万7千円の増加です。これは、各事業費で増減があるところですが、観光客誘致推進事業負担金で370万4千円、公園管理業務委託料で455万3千円の増加が主な減額の要因です。

8款土木費は、5億3千236万3千円の前年度比較で、2千111万8千円の減少です。これは、各事業費で増減があるところですが、町道改良工事請負費で4千128万2千円、町営住宅建設工事請負費で5千550万円の減少が主な要因です。

9款消防費は、3億4千702万9千円の前年度比較で、2千404万4千円の増加です。これは、各事業費で増減があるところですが、渡島西部広域事務組合負担金（消防部門）で2千331万円の増加が主な要因です。

10款教育費は、6億1千247万8千円の前年度比較で、2億8千52万8千円の増加です。これは、各事業費で増減があるところですが、松前中学校A棟外壁塗装改修工事請負費で1千429万1千円、白坂地区遺跡発掘調査事業で2億5千173万3千円の増加が主な要因です。

11款災害復旧費は、19万9千円の前年度比較で11万7千円の増加です。

12款公債費は、8億6千601万8千円の前年度比較で、1千241万9千円の減少です。これは、償還元金の減少と利率見直しによる利率上昇に伴う利子増加によるものです。

13款職員給与費は、11億274万7千円の前年度比較で、1千579万5千円の増

加です。これは、各節で増減があるところですが、会計年度任用職員給料で2千422万7千円、会計年度任用職員勤勉手当で2千559万1千円の増加が主な要因です。

14款予備費は、500万円で前年度と同額です。

以上が歳出です。次に、歳入です。10ページをご覧ください。歳入です。歳入各款については、町税等の自主財源及び国から交付される地方交付税等の交付金並びに歳出に対応する特定財源で成り立っております。

始めに、自主財源の1款町税は、5億9千312万1千円の前年度比較で4千377万8千円の減少です。これは、風力発電施設の償却資産耐用年数経過による固定資産税の減少が主な要因です。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、前年度までの交付見込みと令和6年度の地方財政計画等を参考に算定しており、主要項目のみご説明させていただきます。

2款地方譲与税は、6千32万6千円の前年度比較で、600万円の増加です。これは、令和6年度の地方財政計画の伸び率を基に算定したものです。

7款地方消費税交付金は、1億5千860万円の前年度比較で、1千930万円の減少です。これは、令和6年度地方財政計画の伸び率を基に算定したものです。

10款地方交付税は、33億3千464万9千円の前年度比較で、3億699万円の増加です。これは、令和6年度地方財政計画の伸び率を基に算定し、当町では歳出額に対応する財源調整を地方交付税で調整しているため、地方交付税を除いた歳入と歳出総額を比較し、不足する分を地方交付税として計上しております。令和6年度地方交付税の総額は、33億6千万円程度を見込んでおり、差額の約2千700万円は、補正予算等の留保財源として別に見込んでおります。

12款分担金及び負担金から20款諸収入までのうち14款国庫支出金及び15款道支出金は、歳出に対応する特定財源の計上であります。12款、13款及び16款から20款までは自主財源であり、前年度予算額や前年度決算見込み額により算定し、計上しており、12款分担金及び負担金は287万8千円の前年度比較で、3千699万円の減少です。これは、小島地区テレビ共同受信施設整備工事受益者負担金で3千752万円の減少が主な要因です。

次に、18款繰入金は、2千353万6千円の前年度比較で、3億945万4千円の減少です。これは、本予算は骨格予算による編成となっており、当初予算において財政調整基金の繰入を行わなかったことが減少の主な要因です。

次に、20款諸収入は、3億5千3万3千円の前年度比較で、2億8千725万8千円の増加です。これは、白坂地区遺跡発掘調査受託金で、2億5千173万3千円の増加が主な要因です。

次に、21款町債は、4億8千184万1千円の前年度比較で、3億5千236万4千円の減少です。これは、本予算は、骨格予算による編成となっており、当初予算において起債発行対象事業が減少したことが減少の主な要因です。

最後に、選挙後の政策予算等に係る分を計上した補正予算編成において、地方交付税、基金繰入金、町債などを含め、年間予算の財源を再調整する予定であることを申し添えます。

以上が、令和6年度松前町一般会計歳入歳出予算事項別明細の1、総括の内容であり、款項目別には、別添令和6年度松前町一般会計歳入歳出予算事項別明細説明書に本年度予算額等と主な増減要因などを掲載しておりますので、ご参照願います。

また、令和6年度予算に関する参考資料一般会計分に、各事業などの具体的な内容が掲載されており、その他に令和6年度松前町各会計予算の概要には、新規事業や前年度比較で増減の大きいものなどを掲載しておりますので、合わせてご参照願います。

更に附表として、245ページから268ページまでに給与費明細書を、270ページから271ページまでに債務負担行為に関する調書を、272ページから273ページまでに地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

2ページをご覧願います。2ページから4ページにかけてご説明させていただきます。第1表歳入歳出予算で、歳入です。1款町税から4ページ21款町債まで歳入合計で、59億4千200万円にしようとするものでございます。

5ページをご覧願います。5ページから6ページにかけてご説明させていただきます。歳出です。1款議会費から6ページ14款予備費まで、歳出合計についても歳入同様59億4千200万円にしようとするものでございます。

7ページをご覧願います。第2表債務負担行為です。公用車譲受代金他2件について、期間、限度額を記載のとおり設定しようとするものでございます。なお、予算に関する参考資料の6ページに当該事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

8ページをご覧願います。第3表地方債です。医療機器等整備事業補助金他11件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり設定しようとするものでございます。

以上で議案第3号、令和6年度松前町一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第4号及び第6号について、町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第4号、令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、歳入歳出事項別明細につきましては、別に配布しております令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出予算事項別明細説明書に詳細を掲載しておりますので、合わせてご参照願います。

それでは、予算説明させていただきます。1ページをご覧願います。令和6年度松前町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9千700万円に定めようとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定3億円と定めようとするものであります。

第3条は、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めようとするものであります。第1号と致しまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と致そうとするものであります。

2ページをご覧願います。第1表歳入歳出予算(事業勘定)の歳入です。1款国民健康保険税から8款諸収入まで、歳入合計を10億9千700万円に致そうとするものであります。

次に3ページから4ページです。歳出におきましても1款総務費から9款予備費まで、

歳入と同額の10億9千700万円に致そうとするものであります。なお、附表としまして、45ページから50ページに給与費明細書を、53ページに予算に関する参考資料を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第4号、令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算の内容でございます。

続きまして、議案第6号、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算の内容をご説明申し上げます。

なお、歳入歳出事項別明細につきましては、別に配布しております、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算事項別明細説明書に詳細を掲載しておりますので、合わせてご参照願います。

それでは、予算説明させていただきます。1ページをご覧願います。令和6年度松前町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千748万円に定めようとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

2ページをご覧願います。第1表歳入歳出予算の歳入であります。1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで、歳入の合計を1億4千748万円に致そうとするものであります。

次に3ページです。歳出におきましても1款総務費から4款予備費まで、歳入と同額の1億4千748万円に致そうとするものであります。なお、27ページに予算に関する参考資料を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第6号、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第5号について、保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今一括議題となりました議案第5号、令和6年度松前町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、歳入歳出事項別明細につきましては、議案第5号関連として別に配布でございます。令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出予算事項別明細説明書に、その詳細を掲載してございますので、ご参照願います。

それでは、予算説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧願います。

令和6年度松前町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ10億2千108万3千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ1千220万7千円と定めようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定めようとするものです。

第3条は、歳出予算の流用です。地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めようとするものです。第1号と致しまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用と致そうとするものです。

次に、予算書4ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算(保険事業勘定)です。

歳入では、1款保険料から8款諸収入まで、歳入合計で10億2千108万3千円に致そうとするものです。

次に5ページです。歳出におきましても、1款総務費から8款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の10億2千108万3千円に致そうとするものです。

次に、予算書50ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算(サービス事業勘定)です。歳入では、1款サービス収入から3款繰越金まで、歳入合計で1千220万7千円に致そうとするものです。

次に51ページです。歳出におきましても、1款総務費及び2款諸支出金で、歳出合計を歳入と同額の1千220万7千円に致そうとするものです。

また、附表と致しまして、予算書69ページから78ページまで給与費明細書を予算書81ページに参考資料を添付してございますので、ご参照願います。

以上が議案第5号、令和6年度松前町介護保険特別会計予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第7号について、建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) 続きまして、議案第7号、令和6年度松前町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和6年度松前町水道事業会計予算は、次に定めるところによるものとするものです。

第2条は、業務の予定量です。業務の予定量を次のとおりに致そうとするものです。第1号給水戸数を3千649戸に、第2号年間総給水量を49万7千73立方メートルに、第3号1日平均給水量を1千362立方メートルに、それぞれ致そうとするものです。

この内容につきましては、予算に関する参考資料の1ページ、給水現況調べをご参照願いたいと思いますが、いずれも給水人口の減少に伴い、前年度当初予算より減少しているところでございます。第4号主要な建設改良事業は、茂草地内配水管改良工事その1他11件、事業費を1億4千432万8千円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料4ページ、建設改良事業の概要をご参照願います。また、量水器更新工事では、計量法に定める8年間の使用期間が満了となります454個の量水器の更新について、事業費2千316万1千円を実施致そうとするものです。

第3条は、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものです。収入です。第1款事業収益で1億8千603万7千円の計上です。第1項計上収益で1億5千236万円、第2項営業外収益で3千367万6千円、第3項特別利益で1千円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料5ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に支出です。第1款事業費で、1億7千406万円の計上です。第1項営業費用で1億6千712万4千円、第2項営業外費用で638万9千円、第3項特別損失で4万7千円、第4項予備費で50万円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料6ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に、2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額8千664万4千円は、減債積立金100万円、過年度分損益勘定留保資金1千185万1千円、当年度分損益勘定留保資金6千115万3千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千264万円で補てん致そうとするものです。収入です。第1款資本的収入で1億2千580万5千円の計上です。第1項企業債で5千560万円、

第2項他会計負担金で930万3千円、第3項他会計補助金で5千560万円、第4項工事負担金で530万2千円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料7ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に支出です。第1款資本的支出で2億1千244万9千円の計上です。第1項建設改良費で1億9千38万3千円、第2項企業債償還金で2千11万4千円、第3項車両購入費で195万2千円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料8ページに記載しておりますので、ご参照願います。

第5条は、企業債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めようとするものです。起債の目的、西部簡易水道配水管新設改良事業で限度額5千90万円、江良簡易水道残留塩素計新設事業で限度額470万円に致そうとするものです。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりとするものであります。

3ページをご覧願います。第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用です。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに致そうとするものです。第1号消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用について定めようとするものです。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。第1号職員給与費を3千372万4千円に致そうとするものです。

第8条は、他会計からの補助金です。簡易水道建設改良費等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を7千133万6千円に致そうとするものです。

第9条は、たな卸資産購入限度額です。たな卸資産の購入限度額を3千500万円に致そうとするものです。

この結果、令和6年度予算における当年度純利益は、517万7千円を予定しているところでございます。

4ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和6年度末における予定貸借対照表などを添付しておりますので、ご参照願います。

今後とも安全安心な水の供給のために、老朽施設の更新など適切に対応してまいりたいと考えております。

以上が議案第7号、令和6年度松前町水道事業会計予算の内容です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第8号について、病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今一括議題となりました議案第8号、令和6年度松前町病院事業会計予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条は、総則です。令和6年度松前町病院事業会計予算は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量です。業務の予定量を次のとおり致そうとするものです。第1号病床数を一般病床93床に、第2号年間取扱延患者数を入院1万8千141人、外来4万6千360人に、第3号1日平均患者数を入院49人、外来190人にそれぞれ致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料の1ページ、予定診療(入院外来収益)をご参照願いたいと思いますが、外来につきましては、実績に基づき予

定しており、入院につきましては、地域包括ケア病床12床を含む、実稼働60床で算定しております。入院につきましては、前年度当初予算より増加しているところがございます。第4号主要な建設改良事業は、生化学自動分析装置計他7件、事業費を1千923万円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料の13ページ、資本的収入及び支出をご参照願います。

第3条は、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものです。収入です。第1款病院事業収益で、11億8千891万2千円の計上です。その内訳と致しまして、第1項医業収益は9億7千454万3千円に、第2項医業外収益は2億1千436万8千円に、第3項特別利益は1千円にそれぞれ致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料の2ページから4ページにその詳細を記載しておりますので、ご参照願います。

次に2ページをお開き願います、支出です。第1款病院事業費用で、13億8千509万6千円の計上です。その内訳と致しまして、第1項医業費用は13億7千324万9千円に、第2項医業外費用は734万円に、第3項特別損失は350万7千円に、第4項予備費は100万円にそれぞれ致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料の5ページから11ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に第4条は、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めようとするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6千315万4千円は、減債積立金100万円及び過年度分損益勘定留保資金6千215万4千円で補填致そうとするものです。

収入です。第1款資本的収入で、3千404万円の計上です。その内訳と致しまして、第1項企業債で650万円、第2項補助金で2千725万8千円、第3項貸付金返還金で28万2千円の計上です。

次に支出です。第1款資本的支出で、9千719万4千円の計上です。その内訳と致しまして、第1項建設改良費で4千609万7千円、第2項企業債償還金で3千669万7千円、第3項投資で1千440万円の計上です。この内容につきましては、予算に関する参考資料の12ページから13ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に3ページをお開き願います。第5条は、企業債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めようとするものです。起債の目的、医療機械器具整備事業で限度額650万円にしようとするものです。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

次に第6条は、一時借入金です。一時借入金の限度額を2億5千万円に定めようとするものです。

次に第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用です。予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりに致そうとするものです。第1号消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用について定めようとするものです。

次に第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとするものです。第1号職員給与費を8億1千378万5千円に、第2号交際費を150万円に致そうとするものです。

次に4ページをお開き願います。第9条は、他会計からの補助金です。病院運営費用等

のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億6千904万8千円に致そうとするものです。

次に第10条は、たな卸資産購入限度額です。たな卸資産の購入限度額を、1億6千400万円に定めようとするものです。

次に第11条は、重要な資産の取得及び処分です。重要な資産の取得及び処分を次のとおり致そうとするものです。取得する資産の種類、機械備品、名称生化学自動分析装置、数量一式とするものです。

この結果、令和6年度予算における当年度純利益は、マイナスの2億37万5千円を予定しているところでございます。

5ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和6年度末における予定貸借対照表などを添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

今後も施設設備の老朽化や医師確保など課題の多い状況であります。安定的な運営基盤の回復を最重要課題と位置付け、病院運営を計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上が議案第8号、令和6年度松前町病院事業会計予算の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、議案第3号から順次質疑を行います。細部にわたる審査は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたのでお含み願います。

始めに議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第4号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第5号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第6号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第7号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第8号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮り致します。

ただ今の6件の議案については、慎重審査の必要があると思われまので、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、会期中に審査を終わるようこれに付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ただ今設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の互選を委員会条例第7条の規定により行い、その結果をご報告願います。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 2時21分)

(再開 午後 2時31分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告

○議長(伊藤幸司君) 予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果をご報告願います。
8番梶谷康介君。

○8番(梶谷康介君) 互選結果の報告を致します。予算審査特別委員会委員長の互選を、私が委員会条例第7条第2項の規定によって行ったところ、委員長には6番福原英夫君が選出され、更に、副委員長には1番齋木良太君が選出されましたのでご報告致します。

○議長(伊藤幸司君) ただ今8番梶谷康介君から、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果の報告がありました。委員長には6番福原英夫君、副委員長には1番齋木良太君が選出されました。以上ご報告致します。

休会の議決

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

議案審査のため、3月11日までを休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎散会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上で本日の議事日程は全て議了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、明日3月12日の会議時間は午前10時とし、議事日程は当日配布致します。

どうもご苦勞様でした。

(散会 午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 勇 谷 鷹 宇

署名議員 三 浦 昭 雄

令和6年 3月 7日（木曜日）第2号

令和6年
松前町議会第1回定例会
令和6年 3月 7日（木曜日）第2号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議案第16号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 - 日程第3 議案第17号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第4 議案第18号 松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第5 議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第6 議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算
 - 日程第7 議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第8 議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算
 - 日程第9 議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第10 議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算
 - 日程第11 議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算
 - 日程第12 議案第19号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）
 - 日程第13 意見書案第1号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について
 - 日程第14 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - 日程第15 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第16号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第3 議案第17号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第18号 松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算
- 日程第7 議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算

日程第12 議案第19号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）

日程第13 意見書案第1号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について

日程第14 閉会中の所管事務調査の申し出について

日程第15 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（11名）

議長	11番	伊藤幸司君	副議長	10番	堺繁光君
	1番	齋木良太君		2番	勇谷鷹宇君
	3番	三浦昭雄君		4番	飯田幸仁君
	5番	沼山雄平君		6番	福原英夫君
	7番	近江武君		8番	梶谷康介君
	9番	斉藤勝君			

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	石山英雄君	総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長
政策財政課長	五十嵐愛之君	尾坂一範君
脱炭素推進課長	佐藤隆信君	税務課長兼会計管理者兼出納室長
保健福祉課長兼清部保育所長	堀川昭彦君	斉藤浩君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		水産課長兼水産センター所長 渡辺孝行君
	岩城広紀君	農林畜産課長兼農業委員会事務局長
商工観光課長	田中建一君	福井純一君
建設水道課長	横山義和君	病院事務局長 白川義則君
教育長	宮島武司君	学校教育課長兼学校給食センター所長
文化社会教育課長補佐	高橋博君	高橋潤一郎君
監査委員	藤崎秀人君	議会事務局長兼監査委員事務局長
		鍋島孝明君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局主任	三上大輔君		

◎開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ご苦労様です。
本日は休会の日ですが、議事の都合により会議を開きます。

◎諸報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、4番飯田幸仁君、5番沼山雄平君、以上2名を指名致します。

◎議案第16号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議案第16号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第16号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをお開き願います。下段の説明欄です。地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)により、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定を引用している条項に繰り下げがあったため、関係する条例を一部改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容であります。第1条による一部改正は、松前町水道事業の設置等に関する条例、第2条による一部改正は、松前町監査委員条例で、それぞれ地方自治法を引用する条項の繰り下げにより、現行下線部分の第243条の2の2を改正案下線部分の第243条の2の8に改めようとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第16号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第16号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、議案第17号、松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました、議案第17号、松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定を、次のように制定するものと致します。

添付の説明資料、新旧対照表の下段説明欄をご覧願いたいと思います。今回の改正につきましては、説明欄の記載のとおり、関連する法律の改正に伴い、関係省令が令和6年1月17日に交付されたことから、関連する条例を改正しようとするものであります。主な改正点は、準用する法令等の整理となっております。

説明資料の右側改正案のとおり、第192条の下線部分を準用する法令等の整理しようとするものです。

附則と致しまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものと致します。

以上が、議案第17号、松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。どうぞ、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第18号、松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました、議案第18号、松前町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをお開き願います。下段の説明欄です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に規定されている別表第2が削られたため、条例を一部改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容であります。第2条は定義で、用語の意義を改正案下線部分のとおり、新たに追加しようとするものであります。

第4条は個人番号の利用範囲で、法律に規定されておりました別表第2が削られ、文言の整理をするため、現行下線部分を改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。

次に、不測であります。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行致そうとするもので、令和6年5月末頃を予定しております。

以上が、議案第18号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第15号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

既に説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第15号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和6年度松前町一般会計予算

◎議案第4号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算

◎議案第5号 令和6年度松前町介護保険特別会計予算

◎議案第6号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算

◎議案第7号 令和6年度松前町水道事業会計予算

◎議案第8号 令和6年度松前町病院事業会計予算

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第3号、令和6年度松前町一般会計予算、日程第7、議案第4号、令和6年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第8、議案第5号、令和6年度松前町介護保険特別会計予算、日程第9、議案第6号、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第10、議案第7号、令和6年度松前町水道事業会計予算、日程第11、議案第8号、令和6年度松前町病院事業会計予算、以上6件を議題と致します。

本件については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、福原英夫君。

○予算審査特別委員会委員長(福原英夫君) 予算審査特別委員会審査報告書の提出について。

令和6年3月6日、松前町議会第1回定例会において、会期中に審査を要すべき事件として本特別委員会に付託された議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号について審査を終えたので、会議規則第77条の規定により、別紙のとおり審査報告書を提出致します。

審査年月日、委員の出席状況及び出席要求した説明員は、記載のとおりです。

審査結果。

審査事件、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号は、いずれも適正なものと認めたので、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ致します。

○議長(伊藤幸司君) 委員長報告が終わりましたが、議長を除く全議員による特別委員会ですので、委員長報告に対する質疑を省略致します。

始めに議案第3号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第19号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第19号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第19号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和5年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入予算の補正です。事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正予算につきましては、先に議決いただきました令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)において見込めなかった歳入の保険給付費等普通交付金の減額により、歳入不足が生じる見込みであるため、国民健康保険事業基金から同額を繰り入れ致そうとするものであります。

それでは、歳入の事項別明細よりご説明申し上げます。5ページをご覧ください。

2. 歳入です。3款1項1目保険給付費等交付金で、1千万円の減額計上です。この交付金は、北海道から保険給付費に対して交付されるものですが、交通事故等の第三者納付金や給付割合の誤り等により、返納金がある場合は、この対象経費から控除されることとなっているため、交付金を減額するものであります。

次に6ページです。6款2項1目国民健康保険事業繰入金で、1千万円の追加計上です。これは、保険給付費等交付金の減額に伴い、歳入に不足を生じることから基金繰入金の科目を追加し、繰り入れしようとするものであります。

以上が歳入の事項別明細でございます。

次に7ページ、3. 歳出ですが、補正額はなく、財源更正のみであります。

2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(事業勘定)の歳入です。歳入合計ですが、補正額に増減がないことから、補正後の額も補正前の額と同額の11億5千956万3千円に致そうとするものであります。

以上が議案第19号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)の内容です。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第19号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める
意見書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、意見書案第1号、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長飯田幸仁君。

○総務経済常任委員会委員長(飯田幸仁君) 意見書案第1号、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から議会運営及び議長の諮問事項に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり承認することに決定致しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長(伊藤幸司君) 日程第15、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等に

ついて、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎町長退任挨拶

○議長(伊藤幸司君) 次に、町長から発言が求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) 議長の特段のご配慮によりまして、発言の機会をいただきました。

松前町長として、今年4月10日に任期満了を迎えることとなります。自身の体力、気力の衰えを感じ、引退を決意したところであります。

最後の議会になるかもしれませんので、一言ご挨拶を申し上げます。平成24年4月21日に町長に就任させていただき、3期12年を迎えます。この間、町民の生活を守っていく使命を担うことの重大さを痛感しながら、町政運営に向き合い、愛する松前町のため、活力ある心豊かなまちづくり、そして、住んでいて良かったと実感できるまちづくりを基本姿勢として取り組んでまいりました。

議員の皆様とは、松前町の発展を願いながら、いろんな議論を重ねさせていただきました。町政執行者側としては配慮不足も多くあったと思っております。しかし、まちづくりの両輪と致しまして、いい距離感でいい関係を築いてこれたと思っております。議員各位の深いご理解と、ご協力があった今日を迎えたものであります。心から感謝とお礼を申し上げます。

いろんなことがありました。まず、町長就任1年目に健康上の不摂生によりまして胃がんを発症し、摘出手術を受け、ご心配とご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げたいというふうに思っております。

町立松前病院問題を皮切りに、松前スギを利用した松前中学校の改築、サッカー場の整備、大漁くんバスの運行、風力発電の推進、白神、松前、館浜、松城小学校の統合、高校生まで医療費の無料化、学校給食の無償化、肉牛改良センター建設と新規就農者支援、さくら漁業協同組合の経営改善支援、商工会、観光物産協会、社会福祉協議会への職員派遣などなど、取り組んできたところであります。

加えまして、新型コロナウイルス感染症との長期の闘い。折れそうで苦しい時もありました。しかし、私の周りにはいつも支えてくれる人達がおりました。ただただ、感謝の一言であります。

国道228号白神防災も事業化されました。町民の安心安全、命を守る道路でございます。調査も進んでおり、早期の着工、早期の完成を目指す環境が整いました。洋上風力発電においても、松前沖が有望な区域に指定され、促進区域昇格が目前になっております。再生可能エネルギーの取り組みは、地域経済の活性化のカンフル剤となると思っております。

すので、REまっまえ100実現に、期待は膨らんでいます。

時代はデジタル時代を迎えました。この流れに乗っていかねばなりません、遅れをとるわけにはいかないと思います。松前町DX推進計画、松前町脱炭素ロードマップなども策定され、持続可能な松前町の将来像、進む方向が見えてきたように思います。

一方では、町立松前病院の改築は喫緊の課題でありまして、特別委員会や検討委員会で議論してきたことは、決して無駄にはならないというふうに思っております。物価高騰など、社会情勢の大きな変化により、一旦立ち止まる決断をさせていただきました。少し時間はかかりますが、松前町の財政推計、病院の経営を分析したうえで、町民の皆さんに町に相応しい病院を丁寧に説明して、建設に向かってほしいというふうに思っております。

また、町長任期中、北海道町村会副会長、北海道漁港漁場協会副会長、北海道医療対策協議会委員、渡島町村会長、渡島滞納整理機構管理者、他多くの役職も務めさせていただきました。微力であったと思っておりますが、お手伝いもできましたし、いい経験をさせていただきました。ひとえに、町議会の皆様、町民の皆様、職員の皆さんの深いご理解とご協力があったこそと、衷心より感謝とお礼を申し上げるところでございます。

令和6年は、1町3村合併して70周年の節目になります。歴史の1ページに相応しい、元気な年であってほしいと願っております。持続可能な松前町に向かってのルールは見えております。新しい町長の下で、確実に前進していただきたいと思っております。松前町の発展を心からお願い申し上げまして、退任のご挨拶をさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

◎会期中閉会の議決

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

今期定例会の会期は3月12日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。よって、令和6年松前町議会第1回定例会は、これをもって閉会することに決定致しました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) これをもって令和6年松前町議会第1回定例会を閉会致します。

なお、町長におかれましては、本日が最後の議会となりますので、議会より花束を贈呈し、拍手をもって送りたいと思うので、ご賛同願います。

(議長より、町長へ花束贈呈)

(町長退席)

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 飯 田 幸 仁

署名議員 沼 山 雄 平